

9月議会 陳情・請願 委員長報告に反対の討論

私は日本共産党岡山市議団を代表しまして、18件の請願・陳情に対する委員長報告に反対の立場で討論いたします。18件のうち17件は教育基本法にかかわるものです。平成16年請願第1号「教育基本法の早期改正を求める意見書の提出について」は教育基本法改正推進の請願ですが委員会で趣旨採択されました。平成18年請願第5号「教育基本法案について国民的協議をすすめる意見書の提出について」ほか16件の慎重審議をもとめる内容の請願及び陳情は不採択でした。教育基本法改正案に反対する、あるいは慎重審議を求める請願及び陳情が16件という状況からもおわかりのように、市民的議論は分かれており、議論は充分尽されておられません。それでは、簡潔に反対の理由をのべさせていただきます。

今、子どもたちをとりまく教育環境はとてもひどい状況です。これは、大人の責任です。民間相談機関「子育て・教育なんでも相談ネットワーク」には、1年間に不登校・登校拒否、いじめなど子育てや教育を巡る相談が1000件を超えているそうです。この事実は教育基本法の改悪ではなく大人の責任で、教育環境を整える必要があることを示しています。

「いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊や中途退学者の増加、学力低下などの原因が、今の教育基本法の理念に由来すると大臣はお考えですか」という国会での質問に小坂文部科学大臣は「現行の教育基本法がそういった社会現象や何らかの原因として直接結びつくものではない」と教育基本法を変えなければならないこととは関係がないと答弁しています。元岡山市教育長は、教育基本法改正案は「国を愛する態度を養うこと」を教育の目標として義務づけようとしています。愛国心は自然に湧き出てくるものであって、ほかから指示されたり、強制されたりするものではありません。あるべき姿の国で、あれば自然に生まれてくるものです。」と教育基本法が改正されることに危機感をもっていると述べられています。

ではなぜ教育基本法を変えるのか、どのように変えようとしているのが問題です。

まず、前文です。前文は平和憲法と一体という性格になっています。政府案では、この前文から「日本国憲法を確定し、この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである」という文言を削除して、しかも、「平和」の言葉を「正義」に変更しています。平和憲法の理念がないがしろにされているのです。

第1条の「教育の目的」について、政府案は「真理と正義を愛し、個人の価値を尊び勤労と責任を重んじ自主的精神に満ちた」を削除しました。真理と正義を愛する行為がなぜいけないのでしょうか。

第2条は教育の方針です。政府案は「方針」を「目標」に変更し、「道徳心を培う」「わが国と郷土を愛する」など、20の徳目を並べて態度を養うとしています。これは、憲法で保障している内心の自由について「態度」をものさしにして侵害することになります。9月21日に「日の丸」「君が代」強制反対予防訴訟をすすめる会の地裁判決がありました。東

京都教育委員会の君が代、日の丸強制のもとで、学校現場の自由が奪われ、従わない教職員の処分までされています。生徒の自主性を伸ばす教育が困難になっている報告もあります。東京地裁は憲法で保障している思想・信条の自由をおかすものであるという憲法判断をくださったのです。内心の自由に立ち入る改悪は許すべきではありません。

第5条 の男女共学は全て削除されています。女性が主権をもたない時代、戦争を続けた歴史の反省にたつて平和のために「両性の平等」の原則を実現することが必要だから規定されたのです。男女平等は本市でも取り組んでいる重要な課題です。削除するべきではありません。

第6条 は学校教育です。2項の法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努められなければならない、と規定されています。当然ではないでしょうか。この「全体の奉仕者であって」が削除されて、「要請と研修の充実が図られなければならない」が新たにつけかえられます。教師は聖職であり全体に奉仕する公務員としての役割を担っています。その役割をさらに充実発揮することこそが今求められているのではないのでしょうか。

第10条は教育行政についてです。政府案は、1項の国民全体に対し直接に責任を負って、と2項の「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」をばっさり削除して、「国と地方公共団体との適切な役割分担」を新たに挿入する内容です。岡山市をみても、教育予算が大幅に削減され、一般会計に占める教育予算比率が8.5%という現状で、雨漏りの小学校体育館がすぐ改善されないままになっています。今でさえ、子どもに「最善の利益」が守られていない状況の中で、教育格差の中で学ぶ子どもたちはかわいそうじゃありませんか。教育条件の責任を放棄する2項削除は許せません。

今年7月から8月にかけて、全国の校長へのアンケートを東大基礎学力開発センターが行っていました。その結果は、66.1%の校長が、「政府の教育基本法改正案に賛成か」という設問に「そうは思わない」という解答を寄せています。さらに、成立すれば教育現場に影響があると答えている校長は60.4%にのぼるのです。また、高知県では、教育基本法の改悪反対のアピールに賛同している元校長は168人に昇っています。つまり、教育現場は、今の子どもの荒れや、問題に非常に悩んでいるけれども、それは、教育基本法に原因があるのではなくむしろ、改正されることには、反対であるという意見が圧倒的に多いということがわかります。

フィンランドの教育が日本の教育基本法を参考に、教育改革を行った結果、学力が世界一高い国になったことはあまりにも有名です。以上申し上げましたように、政府案の教育基本法による教育でなく、現基本法を生かしていくことこそ、子どもの教育にとって求められていることを重ねて主張させていただきます。実践すべき事をしないことが問題なのです。よって、平成16年請願第1号「教育基本法の早期改正を求める意見書の提出について」は不採択に、平成18年度請願第5号「教育基本法について国民的協議をすすめる意見書の

提出について」以下 16 件の請願・陳情を採択するよう皆様のご賛同をお願いいたします。

最後に陳情 26 号についてであります。この陳情は今年 11 月に予定されている岡山県労働委員会労働委員の選任にあたり、「連合」独占選任をやめ公正な任命を求める意見書の提出を求めるものであります。

県知事の任命する労働委員会は、憲法で保障された労働者の団結権を具体的に保障するために労働組合法により設けられたものです。その機能は、不当労働行為の救済、労働争議の調整を行うなど大変重要な任務を持っています。

現在、岡山には、連合岡山と岡山県労会議の 2 つのローカルセンターと純中立労働組合が存在しているにもかかわらず、5 名の労働委員を連合岡山が独占している状況にあります。本来の労働委員会の機能を果たしていくために、連合岡山 62.2%、岡山県労会議 11.0%、純中立労働組合 26.8%という、組合の組織率からいっても、5 名の労働委員は、岡山県労働組合と純中立労働組合から公正に任命をする必要があると考えるのは妥当なことです。よって、岡山県労働委員会労働委員の、公正な任命を求める意見書を知事に提出を求める陳情を採択すべきと考えます。議員皆様の賛同を賜りますようお願いをして討論をおわります。